

去る七月二十日(木)、K Rホテル仙台を会場に「改正まちづくり三法説明会」が開催されました。

説明会では、天野県連合会長が挨拶の後、東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 槻山課長補佐から中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等所要の措置が講じられるようになること等の説明があり、引き続き、同中心市街地活性化専門官 氏家氏から支援策として、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」「少子高齢化等対応中小商業活性化事業補助金」の説明がなされま

市町村と連携し、中心市街活性化を図る
 —改正まちづくり三法説明会開催—

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構 まちづくり推進課 宮崎課長代理から「まちづくりのキーポイントについて」中心市街地活性化事例から」と題し、全国の中心市街地活性化事例から長野県飯田市及び滋賀県長浜市の具体的取組事例について、



まちづくりのポイントを説明

ビデオ放映を織り交ぜながら成功ポイントについて説明を頂きました。

地域ブランド商標の掘り起こしを
 —知的財産保護活用セミナーの開催—

平成十八年度知的財産啓発普及事業による、中小企業のための知的財産保護活用セミナーが、去る七月二十日、K Rホテル仙台にて開催されました。

知的財産の取り扱いや手続き等に慣れていないことや、資金や人材等を知的財産に対し十分に投入出来ない等の理由から、大企業との関係において小規模事業者の知的財産

が侵害されていることが大きな問題となっている。

このため、平成十八年度より知的財産に係る多種多様な問題を抱える小規模事業者及び経営指導員等を対象として、知的財産の創出から保護、活用、知的財産戦略を捉えた企業活動の普及を図ることを目的に開催されたものです。

講師に日本弁理士会商標委員会委員で、特許業務法人

松田特許事務所長の松田治躬氏を迎え「地域ブランド商標の掘り起こしとブランドの保護について」のテーマで、地域ブランドとは、地域発の商品・サービスのブランド化を通じ、地域経済の活性化になげようとする取り組みで、地域ブランドをより適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援するものです。

また、魅力あるブランドを活用してより価値の高い商品、サービスを提供する環境を整備し、差別化を図るための具体的方策の制度だと説明がありました。



説明する講師の松田氏

産業廃棄物適正処理に向けた「排出事業者向け出前講座」を実施しています

廃棄物処理のルールについて排出事業者の皆様さらに理解を深めていただくために、排出事業者の皆様の要望に応じて県職員が直接出向き、産業廃棄物処理におけるルールや排出事業者の皆様への役割・責任等を中心に説明を行う機会をもうけましたので、御活用を願います。

説明は1時間程度です。職場における研修会等の場を利用しての実施でもかまいません。

・お申し込み・お問い合わせ先

宮城県環境生活部廃棄物対策課 指導班 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
 TEL 022-211-2648 FAX 022-211-2390 E-mail haitai@pref.miyagi.jp